

平成29年度諮問第1号

平成29年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却するのが相当である。

第2 事実経過

- 1 審査請求人は、平成26年7月1日に市川市に転入し、同月8日に市川市福祉部福祉事務所に来庁して保護の開始の申請について相談をし、この際、処分庁の所員は審査請求人から当市に転入する前は□□□にて保護を受けていたこと、当市内に居住する両親から経済的支援を受けることは困難であること、現在の所持金は現金〇〇〇円と株式会社A銀行（以下、「A銀行」という。）の通常貯金が〇〇〇円であること、双極性障害を患っていること等を聴取し、審査請求人に対し生活保護の制度等についての概略を記載した「生活保護のしおり」を手交の上、保護の開始の申請の際には資産及び収入の申告が必要となる旨、保護を受けた場合の権利及び義務等について説明した。

そして、審査請求人は、同日付けで、処分庁に対し、保護申請書（上記の所持金を記載した資産申告書及び収入申告書、通常貯金の貯金通帳の写し等の添付書類を含む。）を提出した（弁明書添付資料(2)）。

- 2 平成26年7月9日、処分庁の所員は、上記1の申請に対する審査の過程において、審査請求人の居所を訪問し、審査請求人に対し当市内に居住する審査請求人の両親を頼らない理由を尋ねたところ、審査請求人は、父との関係が悪いので頼ることはできない旨述べた。
- 3 処分庁は、審査請求人が語ることによれば、審査請求人は精神疾患により就

労を安定させることができないこと、所持金が僅少であること、親族からの援助も受けられないとのことであり、これが真実であれば要保護性が認められるため、生活保護法（昭和25年法律144号。以下、「法」という。）24条3項に基づき、平成26年7月14日付けで、審査請求人について、同月8日を開始時期とする保護の開始決定をし、審査請求人に対しその旨の通知書を送付し（弁明書添付資料(3)）、同日以降の生活扶助、住宅扶助及び医療扶助に係る保護費を支弁（支給）している。なお、処分庁である市川市福祉事務所長は、法19条4項及び地方自治法（昭和22年法律67号）153条1項に基づき定めた、市川市福祉事務所長に対する委任に関する規則（平成25年規則32号）で定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部について委任を受け、法による保護を実施している。

4 保護には緊急の必要性があるため、処分庁では、申請内容に関する調査で回答に時間を要するもの（資産及び収入の状況に関する調査、扶養義務者の扶養の状況に関する調査等）については、保護の開始決定をした後に行う運用がされている。

5 処分庁の調査の結果、以下のとおりの審査請求人名義の資産及び収入が存在することが明らかになった。

ア 預貯金

(1) 株式会社B銀行（以下、「B銀行」という。）

〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇

残高〇〇〇円（平成26年8月1日時点・弁明書添付資料(4)）

(2) A銀行

記号番号〇〇〇

① 通常貯金

残高 〇〇〇円（平成26年7月8日時点・弁明書添付資料(5)）

② 担保定額定期貯金

残高〇〇〇円（平成26年7月8日時点・弁明書添付資料(5)）

(3) 株式会社C銀行（以下、「C銀行」という。）

★★支店 普通預金 口座番号〇〇〇

残高〇〇〇円（平成26年8月6日時点・弁明書添付資料(6)）

(4) 株式会社D銀行（以下、「D銀行」という。）

〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇

残高〇〇〇円（平成26年8月4日時点・弁明書添付資料(8)）

(5) 株式会社E銀行（以下、「E銀行」という。）

◆◆支店 普通預金 口座番号〇〇〇

残高〇〇〇円（平成26年8月11日時点・弁明書添付資料(10)）

イ 年金

(1) 障害基礎年金〇〇〇円

(2) 障害厚生年金〇〇〇円

（いずれも弁明書添付資料(7)）。

ウ 生命保険

F株式会社

保険種類・総合医療保険120日型60歳払込済終身

証券番号 第〇〇〇号

解約返戻金〇〇〇円（平成26年8月14日時点・弁明書添付資料(9)）

- 6 平成26年8月26日、処分庁は、審査請求人に対し、上記5ア(1)のB銀行の〇〇支店の普通預金口座（以下、「B銀行〇〇支店口座」という。）について電話で確認をしたところ、審査請求人は、同口座の存在は知らない、自分（審査請求人）の母又は母の兄が開設したものであると思料される旨述べた。
- 同日、審査請求人の母から処分庁に対し、同口座は審査請求人の母の兄が開設したものであり、現在は自分（審査請求人の母）が管理している、当該

口座の存在が審査請求人の父に知られると家庭崩壊になる旨の説明があった。

7 平成26年9月5日、審査請求人から処分庁に対し、平成26年8月及び同年9月における収入として、同年8月15日に障害年金（処分庁注：障害基礎年金及び障害厚生年金）〇〇〇円を得た旨の収入申告書が提出された（弁明書添付資料(11)）。

8 平成26年9月5日、処分庁は、同口座は審査請求人の預金（資産）とみなすのが妥当であると考え、同月17日、市川市福祉部福祉事務所において、処分庁の所員（2人）と審査請求人とで面談を行った。その際、審査請求人から、審査請求人の母が書いたとされる手紙が提出された。当該手紙には、自分たち（審査請求人の両親）は様々な病気を患いお金がかかるので今後は審査請求人に対し援助することはできないこと、同口座は自分（審査請求人の母）が管理していること等が記載されていた（弁明書添付資料(12)）。処分庁の所員は、審査請求人に対し、当該手紙だけでは同口座が審査請求人の母のものか判断できないことから、同月19日までにそのことを確認できる客観的な資料を提出するよう求めた。

9 平成26年9月19日、審査請求人が上記8で提出するよう求められた資料を持参し市川市福祉部福祉事務所に来庁したため、再度、同庁において処分庁の所員（2人）と審査請求人とで面談を行った。その際、上記の資料として、審査請求人から一部黒塗りにされた同口座の預金通帳（平成25年3月12日から平成26年9月11日までの間の取引が記帳されたもの）の写し及び当該普通預金の使途を説明する資料（審査請求人の母の医療費について説明したもの、審査請求人の母が通院している医療機関の診察券の写し等）が提出された（弁明書添付資料(13)）。

そこで、同日、処分庁は、上記6の審査請求人の回答及び審査請求人の母の説明、上記8の審査請求人の母の手紙の内容等を踏まえ、関係所員によるケース診断会議を行った（弁明書添付資料(14)）。同会議において、同口座を

審査請求人の預金（資産）であると認定することは困難であることが決定された。

10 平成26年9月29日、上記2、6及び8で述べたような審査請求人の家庭状況に配慮する必要があること、上記9のケース診断会議での決定を踏まえ、処分庁において、審査請求人については、当分の間、扶養義務者の扶養の状況に関する調査を行わないこととされた。

11 平成27年2月27日、審査請求人から処分庁に対し、平成26年12月から平成27年2月までにおける収入として、平成26年12月及び平成27年2月にそれぞれ年金（処分庁注：障害基礎年金及び障害厚生年金）〇〇〇円を得た旨の収入申告書が提出された（弁明書添付資料(15)）。

12 平成28年2月19日、審査請求人と処分庁との面談においてB銀行〇〇支店口座から審査請求人宛ての送金があること、審査請求人が〇〇〇（「審査請求人の過去執筆活動中のペンネーム。」）名義のカード番号〇〇〇のG銀行のキャッシュカード（弁明書添付資料(18)）を所持していることが分かった。審査請求人によると「〇〇〇」は審査請求人が過去に執筆活動をしていた際に使用していたペンネームであり審査請求人はE銀行の●●支店に〇〇〇名義の普通預金口座（口座番号〇〇〇）を保有していることが判明した。

13 平成28年4月12日、審査請求人から処分庁に対し、平成28年2月に年金（処分庁注：障害基礎年金及び障害厚生年金）〇〇〇円、同年4月に出版プロデュース料〇〇〇円を得た旨の収入申告書が提出された（弁明書添付資料(20)）。

14 処分庁の平成28年5月31日付け調査の結果、審査請求人名義及び〇〇〇名義の預貯金の残高等が以下のとおりであることが明らかになった。

(1) 審査請求人名義

ア A銀行

(ア) 記号番号〇〇〇

a 通常貯金

残高〇〇〇円（平成28年5月30日時点・弁明書添付資料(24)）

b 担保定額郵便貯金

残高〇〇〇円（平成28年5月30日時点・弁明書添付資料(24)）

c 自動貸付残高〇〇〇円（平成28年5月30日時点・弁明書添付資料(24)）

(4) 記号番号〇〇〇

通常貯金

残高〇〇〇円（平成28年5月30日時点・弁明書添付資料(24)）

イ B銀行

〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇

残高〇〇〇円（平成28年6月6日時点・弁明書添付資料(25)）

ウ C銀行

★★支店 普通預金（総合口座） 口座番号〇〇〇

残高〇〇〇円（平成28年6月14日時点・弁明書添付資料(26)）

エ E銀行

(7) ▲▲支店

カードローン 口座番号〇〇〇

残高〇〇〇円（平成28年6月16日時点・弁明書添付資料(27)）

(4) ▲▲支店

普通預金 口座番号〇〇〇

残高〇〇〇円（平成28年6月16日時点・弁明書添付資料(27)）

オ D銀行

〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇

残高〇〇〇円（平成28年6月15日時点・弁明書添付資料(28)）

(2) 〇〇〇名義

C銀行 ■■■支店 雑益組入済口座

残高〇〇〇円（平成２８年６月１４日時点・弁明書添付資料(26)）

15 平成２８年６月２日、審査請求人から処分庁に対し、平成２６年７月から平成２８年５月までの間における収入として、平成２６年７月から平成２８年４月までの間に障害年金〇〇〇円、同月７日に出版プロデュース料〇〇〇円を得た旨の収入申告書が提出された（弁明書添付資料(29)）。

16 平成２８年６月２日、審査請求人から処分庁に対し、審査請求人の父と来庁したい旨の電話があり、同月２３日、処分庁の所員（２人）と審査請求人の父とで面談を行った。その際、審査請求人の父は、処分庁に対し、B銀行〇〇支店口座の審査請求人名義の普通預金の預金通帳（弁明書添付資料(30)）及び上記５ア(2)①のA銀行の審査請求人名義の通常貯金（記号番号〇〇〇）の貯金通帳（弁明書添付資料(31)）を提示するとともに、平成２６年７月以降審査請求人に対しほぼ毎月〇〇〇万円程度の仕送りをしている旨、審査請求人がクレジットカードを使い込んだことによる借金約〇〇〇万円を肩代わりしたことがある旨述べた。

これに対し、処分庁は、審査請求人に対する保護を廃止又は停止する可能性があるため、審査請求人に対する平成２８年７月分の保護費の支給を保留した。

17 平成２８年７月１５日、処分庁は、A銀行からの回答によりA銀行の審査請求人名義の通常貯金（記号番号〇〇〇。弁明書添付資料(24)）が判明したため、審査請求人に対し、電話で確認をしたところ、審査請求人は、審査請求人の祖母が開設した自分（審査請求人）の貯金であることを認めた。

また、処分庁は、これまでの経緯から審査請求人に未申告の資産及び収入があることを把握し、審査請求人が不正な手段により受給した保護費の額を算定していたところ、返還額が生じることが見込まれたので、その電話において、審査請求人に対する平成２８年８月分の保護費の支給を保留する予定

である旨を審査請求人に伝えた。

18 処分庁は、平成28年7月19日付けで、審査請求人に対し、同年8月分の保護費の支給を保留する旨の決定をし、その旨の通知書を送付した（弁明書添付資料⁽³⁵⁾）。

19 平成28年8月3日、処分庁の調査によりC銀行の★★支店の審査請求人名義の預金口座に対し平成26年11月10日に審査請求人から〇〇〇万円が送金されていることが判明した（弁明書添付資料⁽³²⁾）。そこで、処分庁は、審査請求人の父に対し、同送金について確認の上、連絡するよう伝えた。

20 同月5日、審査請求人の父から処分庁に対し、同送金は審査請求人名義となっているが、おそらく審査請求人の母が支援したものと思われる旨の説明があった。

21 平成28年8月29日、処分庁は、審査請求人の両親と面談を行った。審査請求人の母は、審査請求人に対する保護が開始された当時（平成26年7月8日）から審査請求人がB銀行〇〇支店口座の預金通帳及びキャッシュカードを所持していた旨述べた。

また、当該面談において、審査請求人の両親は、これまで審査請求人に対し仕送りをしてきたが今後は困難である旨、審査請求人が不正に受給したこととなる保護費は審査請求人に代わって支払う旨述べたため、処分庁は、これらの申出を踏まえ、審査請求人に対する保護を継続することとし、平成28年8月29日付けで、審査請求人に対し同年9月分以後の保護費を支給する旨の決定をし、その旨の通知書を送付した（弁明書添付資料⁽³⁹⁾）。

22 平成28年9月14日、処分庁は、平成26年7月8日（審査請求人に対し保護を開始した日）時点の以下の預貯金は、保護の開始の申請の際（同日）に審査請求人が処分庁に対し申告していなかった資産であると認め（弁明書添付資料⁽²⁾の資産申告書）、これらを全て未申告の資産として認定することを決定した。

ア 審査請求人名義の預貯金

- (ア) A銀行通常貯金（記号番号〇〇〇）
- (イ) B銀行〇〇支店普通預金（口座番号〇〇〇）
- (ウ) C銀行★★支店普通預金(総合口座)
(口座番号〇〇〇)
- (エ) D銀行〇〇支店普通預金（口座番号〇〇〇）
- (オ) A銀行通常貯金（記号番号〇〇〇）

イ 〇〇〇名義の預金

E銀行●●」支店普通預金（口座番号〇〇〇）

そして、弁明書別紙2備考記載の方法により算定したところ不正受給額が生じたこと（なお、このときに用いた審査請求人に支弁（支給）した保護費の額に誤りがあったため、弁明書別紙2の支給済保護費の額（D欄の額）とは異なる額により不正受給額を算定している。そのため、後記25のとおり、後記23の徴収決定は後に取り消されている。）、また、この不正受給額が生じたのは審査請求人が保護の開始の申請の際に行うべき資産及び収入の申告や保護の開始後に行うべき収入の申告を怠ったためであることから、処分庁は、審査請求人が不正な手段により保護を受けたものと認定し、法78条1項に基づき、審査請求人に対し、当該保護費の全額の返還を求めることとした。

23 上記22の検討結果を踏まえ、処分庁は、法78条1項に基づき、審査請求人に対し、平成28年9月30日付けで、徴収額を〇〇〇円とする保護費の徴収決定を行い、その旨を通知した（弁明書添付資料(41)）。また、上記16、17及び18のとおり支給を保留していた同年7月分及び8月分の保護費について、同日付けで支給する旨を決定し、その旨を通知した（弁明書添付資料(42)及び(43)）。

24 平成28年10月4日、審査請求人に対し保護費の徴収決定を行うに至っ

たことから、処分庁において、上記１０のとおり審査請求人について当分の間行わないこととしていた扶養義務者の扶養の状況に関する調査を行う必要があると認め、処分庁は、審査請求人の父に扶養届出書を手交し、これを速やかに提出するよう求めた。しかし、提出がなかったため、処分庁は、同年１１月２９日（他の被保護者についても、この頃、一斉に扶養義務者に対して扶養届出書の送付を行っている。）、審査請求人の父に対し扶養届出書を送付した。なお、当該扶養届出書は、平成２９年２月１６日に処分庁に提出された。

- 25 審査請求人に係る保護に要した費用は、〇〇〇円ではなく、正しくは〇〇〇円であることが判明し、上記２２の保護費の徴収決定の額に誤りがあったことから、処分庁は、審査請求人に対し、平成２８年１２月１６日付けで当該徴収決定を取り消し、その旨の通知書を送付するとともに（弁明書添付資料(44)）、同日付けで、徴収額を〇〇〇円とする本件処分を行った（弁明書添付資料(45)）。

第３ 審理関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

- (1) 生活保護のしおりに、「生活保護を受けるには、つぎのことが必要となります。」との記載があり、そのことの一つに、「親族などからの援助が期待できる時は援助を受けること。」とあったため、それを文言通りに受け取り、生活保護受給の要件として親族からの援助を受けることが必要となると理解した。
- (2) 双極性障害を患っており、健常者とは理解力という点で差があるためそのことを考慮に入れた上で、生活保護のしおりの交付をして欲しかった。
- (3) 扶養調査を事前に実施して貰えれば、生活保護費の不正受給には至らなかったと考えられるため、行政として、扶養調査を事前に実施すべきであったはずである。

- (4) 医療費返還義務についても生活保護のしおりの中に記載すべきである。

また、返還金額は10割ではなく3割とすべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は、平成26年7月8日の保護開始時に、生活保護費受給申請の際には資産及び収入の申告が必要となる旨の説明を処分庁の所員から受けており、その際、生活保護のしおりを理解することができないような状況にあったとは認められず、また、審査請求人から生活保護のしおりの内容や処分庁の所員による説明が理解できない等の発言はなかった。

さらに、同年9月5日付け、平成27年2月27日付け、平成28年4月12日付け及び同年6月1日付けで審査請求人から提出された収入申告書には、「裏面の記入上の注意も必ずお読みください。」との記載があり、裏面には、記入上の注意として、「記入した期間におけるあなたの世帯のすべての収入について記入して下さい。」との記載及び備考として、「申告後、申告した収入に変動があった時は、法61条の規定により速やかに届け出なければなりません。」との記載がなされ、審査請求人がそのことを了知していたにもかかわらず、届出をしなかったため、届出義務違反である。

- (2) そして、法78条の「不実の申請その他不正な手段」とは、平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運用するための手引について」（弁明書添付資料(46)647頁）の中で、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、「消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」とされており、審査請求人が資産及び収入を申告しなかったことは、これに当たるため、平成26年7月の保護開始時から平成28年9月までの間に処分庁から受給した保護費については、不正な手段によって受給したものと認定した。

- (3) 扶養義務者による扶養については、法4条2項で保護に優先して行われ

ることとされているが、本件に関しては、審査請求人が当該人名義の普通預金の口座の存在が父に知られた場合、家庭崩壊になる旨の申述や、審査請求人の両親は様々な病気を患いお金がかかるので、今後審査請求人に対して援助はできない旨記載された審査請求人の母からの手紙を受け、審査請求人の家庭状況を考慮した形で扶養調査を事前に実施しなかったため、このことについて審査請求人から非難されるべき筋合いはない。

- (4) 審査請求人が指定医療機関（法４９条）において診療を受ける場合、国民健康保険の診療の範囲内であれば、医療費の自己負担はなく、生活保護によりその１０割が支給されることについては、審査請求人が処分庁に保護を申請した際に、「生活保護のしおり」（弁明書添付資料(1)）９頁により説明済みである。

第４ 審理員意見の要旨

１ 結論

本件生活保護費徴収処分に違法及び不当な点はないため、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定により、棄却されるべきである。

２ 理由

(1) 本件に係る法令等について

ア 生活保護の開始要件等について

法４条は、保護の補足性について定められており、同条２項では、扶養義務者の扶養は、生活保護に優先して行われるものとするなど定められている。

また、法２４条１項では、保護開始申請書に記載すべき事項について定められており、同項４号で、要保護者の資産及び収入の状況を記載す

るよう定められている。

イ 資産、収入の申告義務について

法 6 1 条は、被保護者について、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに保護の実施機関又は福祉事務所に届け出るべき旨定められている。

ウ 不正受給等費用の徴収について

法 7 8 条の内容として、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額等を徴収できると定められており、法 6 3 条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定められているが、平成 1 8 年 3 月 3 0 日厚生労働省社会・援護局保護課長通知により、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、法 7 8 条を適用すべきとされている。

エ 要保護者の調査等について

法 2 8 条は、要保護者の資産及び収入の状況などについて、保護の実施機関が要保護者に対して報告を求められると定められており、法 2 9 条では、同機関が法 7 8 条の施行のために必要な範囲で、官公署や銀行などに対し、資料等の提供又は報告を求められると定められている。

(2) 審査請求人の資力及び収入申告義務の懈怠について

法 2 4 条 1 項 4 号で、保護開始を申請する者は資産及び収入の状況を申請書に記載しなければならないと定められており、法 6 1 条で収入等状況

について変動があった時の被保護者の届出義務を定めている。

そして、平成26年7月8日に提出された資産申告書の表面に「現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。」と書かれており、審査請求人の署名捺印もなされていること、及び同日に提出された収入申告書の裏面に、収入に変動があった場合は申告する旨記載がなされ、審査請求人も署名捺印をしている。さらに、審査請求人の署名捺印がなされている同月9日付けの確認書には、「保護受給後に知っておいていただくこと」という題名で「3. 次の場合は必ず地区担当員に申告する義務があります。」と記載され、その一つとして「金銭を受け取った場合、又はいつも受け取っている額が変わった場合」が列挙され、続いて、「4. 3の申告を怠ると、支給された保護費を返還しなければならない場合があります。」との記載があり、「上記に違反すると、法令に基づき保護の停止・廃止となる場合があります。」との文言も入っているため、審査請求人は、収入が変動した場合、その旨申告をしなければならないことを認識していたものと考えられる（弁明書添付資料(2)）。

この点、審査請求人は双極性障害を患っており、署名等を求める際には健常者とは異なる配慮や説明が必要であったと審査請求人代理人は主張している。しかし本件において審査請求人は申請開始当初から、処分庁の説明を理解し、何ら問題なく申請手続を行い、各種必要書類の作成・提出を行っていること、過去には△△△や□□□でも生活保護の申請を行い問題なく保護を受けていたこと（再弁明書添付資料(47)及び(48)）を考慮すると、審査請求人の判断能力に問題はなく、当該確認書の内容を理解して署名捺印を行ったものと考えられ、審査請求人は処分庁に対する収入変動等についての申告義務の存在を認識していたものと考えられる。

にもかかわらず、事案の概要で述べたように、審査請求人は、本来であれば申告する義務のあったB銀行〇〇支店口座の存在や父から仕送りの事実

等について、処分庁に申告することを怠ったものである。

以上の事実を踏まえると、本件について、審査請求人は消極的に事実を故意に隠蔽したものとして、法 78 条に定める「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたものと認めることができる。

(6) 扶養調査実施の時期について

扶養調査を実施すべきとする直接の根拠法令はないものの、法 4 条 2 項で、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定されているが、生活保護手帳別冊問答集 2017（乙第 3 号証）の「生活保護と私的扶養」の中の記載（141 頁）によれば、扶養義務者による扶養を受けていないことが生活保護受給の要件ではないため、事前に扶養調査を実施しなかったことが行政手続上の瑕疵事由とはならない。

また、同問答集（乙第 3 号証）中の扶養能力の調査についての解説（142 頁乃至 144 頁）では、扶養義務履行が期待できない者として概ね 70 歳以上の高齢者などが掲げられており、さらに、扶養義務者が夫婦及び未成熟の子に対する親以外の場合、扶養照会不要として関係機関等への照会も不要なものとして扱って良いとされている。そして、本件について見ていくと、審査請求人が本市で生活保護を受給し始めた当時、扶養義務者である審査請求人の両親は 70 歳以上であり（再弁明書添付資料 48 の世帯台帳及び平成 26 年 6 月 14 日付け□□□福祉事務所長あて扶養届参照）、審査請求人と審査請求人の両親は未成熟の子とその親という関係にはなかったため、前述した扶養照会不要な案件として扱っても良いものであると判断できる。したがって、本件において処分庁は扶養義務者である審査請求人の両親に対し、事前に扶養照会を行っていないが、同人らの年齢もあわせ考えると、この点からも本件における手続が適正なものでなかったとは言えない。

第5 調査審議の経過

平成29年9月22日 審査庁から諮問受理

平成29年10月6日 第1回審議

平成29年11月20日 第2回審議

第6 審査会の判断の理由

1 審査請求人の資力及び収入申告義務の懈怠について

- (1) 本件では、審査請求人の資力及び収入申告義務の懈怠が問題となっているところ、法24条1項4号は、保護開始を申請する者は資産及び収入の状況を申請書に記載しなければならないと定め、法61条は収入等状況について変動があった時の被保護者の届出義務を定める。

そして、法63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定められているが、平成18年3月30日厚生労働省社会・援護局保護課長通知により、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、法78条を適用すべきとされている。

そして、法78条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額等を徴収できると定める。

本件についてみると、以下の事実が認められる。

- ① 平成26年7月8日付け資産申告書（弁明書添付資料(2)）の表面には「現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。」との記載があり、同書面には審査請求人の署名捺印がされている。

② 平成26年7月8日付け収入申告書（弁明書添付資料(2)）の裏面には「申告後、申告時の見込みに比して収入に変動があった時は、生活保護法第61条の規定により速やかに届け出なければなりません。」と記載がされ、審査請求人の署名捺印がなされている。

③ 審査請求人の署名捺印がなされている平成26年7月9日付け確認書（弁明書添付資料(2)）には、「保護受給後に知っておいていただくこと」という題名で「3. 次の場合は必ず地区担当員に申告する義務があります。」と記載され、その一つとして「金銭を受け取った場合、又はいつも受け取っている額が変わった場合」が列挙され、続いて、「4. 3の申告を怠ると、支給された保護費を返還しなければならない場合があります。」との記載があり、「上記に違反すると、法令に基づき保護の停止・廃止となる場合があります。」との文言が入っている。

④ 審査請求人は、以下の収入申告書において、「年金」、「その他」の区別に応じた自身の収入の申告を行っている。また、各収入申告書には収入種別の欄には「仕送り」の欄もある。

a 平成26年9月5日付け収入申告書（弁明書添付資料(11)）

b 平成27年2月27日付け収入申告書（弁明書添付資料(15)）

c 平成28年4月12日付け収入申告書（弁明書添付資料(20)）

d 平成28年6月1日付け収入申告書（弁明書添付資料(29)）

以上の事実からすれば、審査請求人は、全ての資力の申告が必要であることを認識しながら〇〇〇名義の預金口座の申告を怠り、また、収入が変動した場合、その旨申告をしなければならないことを認識していながら、本来であれば申告する義務のあったB銀行〇〇支店口座の存在や親族からの仕送りの事実等について、処分庁に申告することを怠ったものと考えられる。

(2) この点、審査請求人は双極性障害を患っており、署名等を求める際には健常者とは異なる配慮や説明が必要であったと審査請求人代理人は主張す

る。

しかし、本件において審査請求人は申請開始当初から、処分庁の説明を理解し、何ら問題なく申請手続を行い、各種必要書類の作成・提出を行っている。

さらに、審査請求人は過去には△△△や□□□でも生活保護の申請を行い問題なく保護を受けている（再弁明書添付資料(47)及び(48)）。

これらの点を考慮すると、審査請求人の判断能力に問題はなく、審査請求人は、平成26年7月9日付け確認書（弁明書添付資料(2)）についてもその内容を理解して署名捺印を行ったものと考えられ、申請開始当初から処分庁に対する収入変動等についての申告義務の存在を認識し、また認識する能力があったと考えられるため、審査請求代理人の主張は認められない。

- (3) したがって、事案の経緯の記載のとおり審査請求人は、本来であれば申告する義務のあったB銀行〇〇支店口座の存在や父から仕送りの事実等について、処分庁に申告することを怠ったものである。

よって、本件について、審査請求人は消極的に事実を故意に隠蔽したものであるとして、法78条に定める「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたものと認めることができる。

2 扶養調査実施の時期について

本件では、処分庁が扶養義務者である審査請求人の両親に対し、事前に扶養照会を行っていない点が問題となっているところ、扶養調査を実施すべきとする直接の根拠法令はない。

また、法4条2項では、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定されているが、生活保護手帳別冊問答集2017（乙第3号証）の「生活保護と私的扶養」の中の記載（141頁）によれば、扶養義務者によ

る扶養を受けていないことが生活保護受給の要件とはなっていないため、事前に扶養調査を実施しなかったことは行政手続上の瑕疵事由とはならない。

そして、上記問答集（乙第3号証）中の扶養能力の調査についての解説（142頁乃至144頁）では、扶養義務履行が期待できない者として概ね70歳以上の高齢者などが掲げられており、さらに、扶養義務者が夫婦及び未成熟の子に対する親以外の場合、扶養照会不要として関係機関等への照会も不要なものとして扱って良いとされている。

本件では、審査請求人が本市で生活保護を受給し始めた当時、扶養義務者である審査請求人の両親は70歳以上であり（再弁明書添付資料48の世帯台帳及び平成26年6月14日付け□□□福祉事務所長あて扶養届参照）、審査請求人と審査請求人の両親は未成熟の子とその親という関係にもない。

そのため、本件は上記扶養照会不要な案件として扱っても良いものであったと判断できる。

したがって、処分庁が扶養義務者である審査請求人の両親に対し、事前に扶養照会を行っていない点に関して、本件における手続が適正なものでなかったとは言えない。

3 医療費の返還について

審査請求人は医療費返還義務についても生活保護のしおりの中に記載すべきである、また、返還金額は10割ではなく3割とすべきであるとも主張する。

しかし、同しおりには「保護の種類」の題目の「5. 医療扶助」において生活保護による援助には医療扶助が含まれていることが記載され保護費に医療費が含まれていることが明示されており、また、「保護を受けた場合の義務」の題目の「6. 保護費の返還と徴収」(1)において「収入の申告をしなかったり、不正な申告をして保護を受けたときは、「不正受給」として支給し

た保護費を返してもらうことになります。」と記載されていることから、医療費を返還する義務が生じうるとは同しおりに記載されていると判断できる。

また、審査請求人は障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）52条1項の規定による自立支援医療費の支給認定を受けており、同支給認定により指定された医療機関から同法5条22項の自立支援医療を受けた場合には、同法により医療費の全額が支給され、それ以外の指定医療機関（法49条）において診療を受けた場合には生活保護に係る医療扶助により医療費の全額が支給され、審査請求人においては医療費の自己負担部分は発生しない。法78条1項に基づく保護費の徴収決定の対象には医療費扶助の費用が含まれることから、本件処分にあたり処分庁が審査請求人の保護に要した費用として、処分庁が医療扶助の費用の全額の返還を求めることは認められる。

したがって、請求人の主張はいずれも認められない。

4 総括

以上のとおり、審査請求人の主張はいずれも本件生活保護費徴収処分を取り消す理由とはならない。また、本件生活保護費徴収処分に違法及び不当な点は認められない。

市川市行政不服審査会

委員 小島 千鶴

委員 大石 聡子

委員 中易 憲隆